

知って活かす！⑦

芸能人の取引適正化指針② 契約期間・契約書編 2

「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との  
取引の適正化に関する指針について」

2026年7月9日開催

登壇：公正取引委員会

主催：一般社団法人日本芸能従事者協会

※本資料は、上記勉強会の配布資料です。第三者への転載・SNS等への掲載・再配布を禁じます。

# 指針策定までの経緯等

## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月）

コンテンツ産業については、個人の創造性に重点が移りつつあることに鑑み、公正取引委員会の協力の下、優越的地位の濫用等を防止し、個人を守ることに力点を置いて、音楽・放送番組の分野の取引慣行等について実態調査を行い、本年内に完了する。（中略）

この調査結果を踏まえて、実演家と事務所との間の契約等を適正化する観点から、それに反する行為は独占禁止法に抵触するおそれがあることを示す指針の作成を図る。



## 実態調査報告書を公表（令和6年12月）

実態調査の結果、①芸能事務所と実演家の取引、②放送事業者又は番組制作会社（以下「放送事業者等」という。）と芸能事務所・実演家の取引、③レコード会社と芸能事務所・実演家の取引の三つの取引それぞれについて調査を行い、その一部について独占禁止法上の観点から問題となり得る行為を確認した。



## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月）

2024年に行った音楽・放送番組の分野の取引慣行等の実態調査を踏まえ、実演家と事務所との間の契約等を適正化する観点から、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定し、関係省庁が連携してその指針の周知徹底を図る。



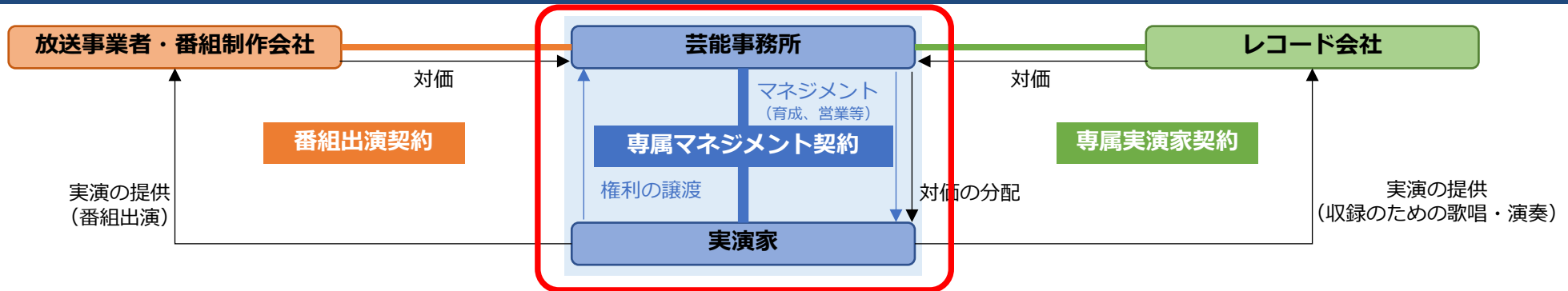
## 指針の策定（令和7年9月）

◆ 指針は、実態調査報告書を踏まえ、上記①から③の取引における芸能事務所、放送事業者等又はレコード会社の採るべき行動について行動指針として取りまとめたもの。

※指針では、併せて「取引の適正化のために参考となる行動例」及び「独占禁止法上の観点から問題となり得る行動例」も示している。

◆ 内閣官房及び公正取引委員会は、関係府省庁・関係事業者団体等の協力を得て、指針の周知を徹底する。

# 指針の対象となる取引及び行為



|                     |              |                                                                                                    |
|---------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実演家と芸能事務所の取引        | 専属義務の期間      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 専属義務に係る契約期間の設定</li> <li>◆ 期間延長請求権</li> </ul>              |
|                     | 競業避止義務等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 競業避止義務等の規定</li> </ul>                                     |
|                     | 移籍・独立に係る妨害行為 | ◆ 移籍・独立に係る金銭的給付の要求                                                                                 |
|                     |              | ◆ 移籍・独立を希望する実演家に対する妨害                                                                              |
|                     |              | ◆ 移籍・独立した実演家に対する妨害                                                                                 |
|                     |              | ◆ 共同又は事業者団体による移籍制限等                                                                                |
|                     | 実演家の権利に対する行為 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 成果物に係る各種権利等の利用許諾</li> <li>◆ 芸名・グループ名の使用制限</li> </ul>      |
|                     | 実演家の待遇に関する行為 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 報酬に関する一方的決定</li> <li>◆ 業務の強制</li> </ul>                   |
| 放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引 | 契約の透明性を妨げる行為 | ◆ 契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと                                                                   |
|                     |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実演家に対する実演等に係る取引内容の明示</li> <li>◆ 実演家報酬に係る明細等の明示</li> </ul> |
|                     | 取引条件         | ◆ 業務依頼時の十分な交渉、契約条件の書面等での明示                                                                         |
| レコード会社と芸能事務所・実演家の取引 | 契約終了後の活動制限   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実演禁止条項の規定</li> <li>◆ 再録禁止条項</li> </ul>                    |

# 指針の内容（芸能事務所が採るべき行動（契約期間・競業避止について））

## 専属義務に係る契約期間の設定について

- ✓ 専属義務の期間を一定期間確保する必要がある場合には、あらかじめ契約上その期間を明確に規定すること
- ✓ 専属義務を定める契約期間は、契約締結の段階（又は更新の段階）において、実演家の要望も踏まえつつ双方合意の上定めることとし、実演家が芸能事務所提示の期間より短い契約期間を求める場合には、芸能事務所が育成等のための投資費用（※1）（以下「育成等費用」という。）を合理的な範囲で回収し、かつ、合理的な範囲で収益を確保（※2）するために必要な期間について、実演家に十分説明し、協議すること
- ✓ 契約期間を定めない場合は、通例、両当事者による解除が可能であることを踏まえ、実演家が希望するタイミングで、実演家の退所を認めること
- ✓ 契約締結の段階（又は更新の段階）において、実演家に対して、専属義務の内容及び専属義務を定める契約期間について、十分に説明し、実演家と協議すること

※1 育成等費用には、当該実演家のレッスンに掛かる費用といった芸能活動に必要なスキルを直接的に向上する費用にとどまらず、合理的な範囲で、当該実演家を売り出すための宣伝費等の当該実演家のパブリシティ（氏名や肖像等の有する顧客吸引力）の価値を高めるために投下する資本も含まれる。

※2 実演家を育成等することにより生じる、将来の収益をもたらすパブリシティの価値のうち芸能事務所の貢献による部分に係る収益を確保することまでを含む。

## 期間延長請求権について

- ✓ 期間延長請求権（芸能事務所からの請求により契約を更新できる権利）を契約上規定する場合には、育成等費用を合理的な範囲で回収し、かつ、合理的な範囲で収益の確保の必要性があると認められる場合において、1回に限る等合理的な範囲で行使できるものとし、契約締結の段階（又は更新の段階）において、実演家に対して、その必要性や行使できる範囲も含め、十分に説明し、実演家と協議すること
- ✓ 期間延長請求権を行使する際は、金銭的補償による代替を検討した上で、合理的な範囲で育成等費用の未回収分を回収し、かつ、合理的な範囲で収益を確保するために必要な期間とし、その理由について実演家に対して十分に説明すること

## 競業避止義務等の規定について

- ✓ 原則として、契約上、競業避止義務等を規定しないこと（既存の契約で定められている場合は競業避止義務等を定める条項を削除すること）
- ✓ 仮に、保護すべき営業秘密を実演家が把握するような場合には、より競争制限的でない他の手段として、まずは秘密保持契約の締結を検討すること

# 芸能事務所が採るべき行動（契約期間・競業避止について）

## 専属義務に係る契約期間の設定について

- ✓ 専属義務の期間を一定期間確保する必要がある場合には、あらかじめ契約上その期間を明確に規定すること
- ✓ 専属義務を定める契約期間は、契約締結の段階（又は更新の段階）において、実演家の要望も踏まえつつ双方合意の上定めることとし、実演家が芸能事務所提示の期間より短い契約期間を求める場合には、芸能事務所が育成等のための投資費用（以下「育成等費用」という。）を合理的な範囲で回収し、かつ、合理的な範囲で収益を確保するために必要な期間について、実演家に十分説明し、協議すること等（3頁参照）

### 【取引の適正化のために参考となる行動例】

実演家から長期の契約をしたいという要望がない場合には、契約期間は新人も含めて短期間の契約としている。

契約上、契約期間を定めていないが、実演家が退所を希望する場合は、いつでも退所できるようにしている。

契約更新後の契約期間は、当初の契約期間よりも短くしている。

未成年の実演家に対する契約内容の説明の際には、必ず親権者（法定代理人）に同席してもらっている。さらに、その場で署名させることはせず、初回は契約期間を含む契約内容の説明にとどめ、契約書案を持ち帰って確認してもらう。

### 【問題となり得る行動例】

育成中の若年層の実演家だけでなく、業界経験も長く既に著名である実演家も区別せず、入所する全ての実演家と、十分に協議した上での合意をすることなく、長期間の契約期間を定める契約書のひな形を一律に用いて契約を締結している。

契約上、契約期間を定めていないが、芸能事務所側が合意しない限り退所は認めない。

当初契約の専属義務の期間を相当の長期間としているが、契約更新によって延長する期間についても、実演家のそれまでの在籍期間にかかわらず、十分に協議した上での合意をすることなく、機械的に、当初契約と同じ期間としている。

契約期間（又は契約期間が無いこと）について、実演家に説明しない。契約内容について協議の場を設けることもない。



# 指針の内容（芸能事務所が採るべき行動（移籍・独立の妨害について））

## 移籍・独立に係る金銭的給付の要求について

- ✓ 実演家が退所する際に金銭的給付の要求を行うことがある場合には、あらかじめ契約上規定しておくことが望ましい。
- ✓ 特に、合理的な範囲で育成等費用の未回収分を回収し、かつ、合理的な範囲での収益を確保するため金銭的給付を要求する場合に、要求する金銭の額が高額となり得るときは、どのような場合に金銭的給付が求められるか等の考え方や算定方法を契約上規定し、契約締結の段階（及び更新の段階）において、実演家に対して、その必要性も含め、十分に説明し、協議すること
- ✓ 金銭的給付の要求は、合理的な範囲で育成等費用の未回収分を回収し、かつ、合理的な範囲での収益を確保するため、必要かつ相当と認められる範囲に限るものとすること
- ✓ 退所する際に実際に金銭的給付の要求を行う場合は、実演家に対して、要求する金額の算定根拠を示すとともに、その必要性・相当性を十分に説明し、実演家と協議すること
- ✓ 金銭的給付の要求を行う場合は、実演家の移籍又は独立後の収入を考慮しサンセット条項とすることや、移籍先の事務所との間で合理的な範囲で金銭的給付について協議することも検討すること

## 移籍・独立を希望する実演家に対する妨害について

- ✓ 実演家が契約を満了するに当たって移籍・独立の申出を行った際は、円滑に移籍・独立できるよう、移籍後の活動に際して必要となる連絡先、留意事項等を移籍先の事務所に伝達するなど、適切に対応すること
- ✓ 実演家の移籍・独立を妨害するような言動をしないこと

## 移籍・独立した実演家に対する妨害について

- ✓ 移籍・独立した実演家が、移籍・独立後に円滑に活動できるよう、活動を妨害するような言動をしないこと
- ✓ 移籍・独立した実演家について、例えば、放送事業者等に対して円満退所でなかったことやトラブルがあったことを伝えて、起用しないことを放送事業者等に忖度させたり、トラブルの可能性があると思わせたりすることにより、起用を見送らせるというようなことにならないよう言動に留意すること

## 共同又は事業者団体による移籍制限等について

- ✓ 複数の芸能事務所が共同して、又は事業者団体において実演家の移籍を制限したり、移籍を希望する実演家との契約を拒絶したりせず、各芸能事務所の自主的な判断により実演家と契約すること
- ✓ 移籍してくる実演家に一定期間フリーとして活動を行うことを求めず、実演家の自由な選択に委ねること

## 成果物に係る各種権利等の利用許諾について

- ✓ 放送事業者等の取引先等から利用の申出があった場合には、各種権利等の利用を許諾しないことに合理的な理由がなければ、各種権利等の利用を許諾すること
- ✓ 各種権利等の利用を許諾しない場合にはその理由について許諾を求めた者に十分説明すること

## 芸名・グループ名の使用制限について

- ✓ 芸名又はグループ名（以下「芸名等」という。）に関する権利を芸能事務所に帰属させる場合には、あらかじめ契約上に明確に規定した上で、実演家に対して十分に説明し、実演家と協議すること
- ✓ 合理的な理由が無い限り芸名等の使用の制限を行わず、制限する場合においてもその制限の方法は合理的な範囲の使用料の支払等の代替的な手段も含めて合理的なものとし、その理由について実演家に十分に説明し、実演家と協議すること

# 芸能事務所が採るべき行動（実演家の権利・芸名について）

## 成果物に係る各種権利等の利用許諾について

- ✓ 放送事業者等の取引先等から利用の申出があった場合には、各種権利等の利用を許諾しないことに合理的な理由がなければ、各種権利等の利用を許諾すること
- ✓ 各種権利等の利用を許諾しない場合にはその理由について許諾を求めた者に十分説明すること

### 【取引の適正化のために参考となる行動例】

退所後の実演家に関する権利の利用の許諾申請があった場合は、名誉毀損的に使用されるおそれがある等合理的な理由がある場合を除き、全て許諾している。

退所した実演家の成果物に係る許諾申請に対しては、基本的に許諾している。例外として、第三者からの利用の申出に対し、過去の映像の利用が実演家のイメージを損なうおそれがあるなどの場合は、これを実演家等に対して説明した上で、許諾をしていない。

退所した実演家が所属していた時に作成された成果物の許諾の可否については、その都度、退所した実演家等に確認している。

### 【問題となり得る行動例】

退所した実演家に係る成果物の使用について、特段の合理的な理由なく、許諾しなかった。



# 芸能事務所が採るべき行動（実演家の権利・芸名について）

## 芸名・グループ名の使用制限について

- ✓ 芸名又はグループ名（以下「芸名等」という。）に関する権利を芸能事務所に帰属させる場合には、あらかじめ契約上に明確に規定した上で、実演家に対して十分に説明し、実演家と協議すること
- ✓ 合理的な理由が無い限り芸名等の使用の制限を行わず、制限する場合においてもその制限の方法は合理的な範囲の使用料の支払等の代替的な手段も含めて合理的なものとし、その理由について実演家に十分に説明し、実演家と協議すること

### 【取引の適正化のために参考となる行動例】

芸能事務所に所属していた際に使用していた芸名等について、実演家が退所後も制約なく自由に使うことができる。

実演家の希望を踏まえて芸名を商標登録し、その費用を芸能事務所が負担した場合において、登録期間の途中で当該実演家が退所する際に、残りの期間分の費用の一部について実演家に支払を求めた上で、双方合意の上で商標の登録者を実演家に変更し、芸名を継続利用させた。

### 【問題となり得る行動例】

契約書には芸名等の扱いについて何ら記載がなかったにもかかわらず、芸名等が芸能事務所に帰属するとして、実演家の退所時に芸名等の使用を制限した。

契約上実演家個人の芸名が芸能事務所に帰属するとされているが、相当の長期間在籍し、芸名等の価値の向上のために芸能事務所が合理的な範囲での育成等費用の回収や収益確保ができていないというような事情がないとみられるにもかかわらず、当該実演家の退所時に、何らの協議もなく一方的に芸名等の使用を制限した。

契約書には退所後における芸名等の権利の扱いを記載しておらず、十分な説明もしなかったが、実演家の退所後に芸名等を変更するよう求めた

# 指針の内容（芸能事務所が採るべき行動（実演家の待遇・契約の透明性について））

## 報酬に関する一方的決定について

- ✓ 契約締結時、契約更新時、又は相当期間ごとに、実演家と十分な協議を行った上で、**報酬（二次使用料、SNSやファンクラブ運営、グッズ販売による収益等の配分を含む。）の額・歩合の率、実演家が負担することとなる経費（報酬から控除する経費）等の条件について、できる限り契約上明記すること**
- ✓ 契約上規定していなかった経費を実演家に請求する又は実演家の報酬額から控除する場合においては、当該経費について十分説明し、実演家と協議の上、合意された場合にのみ行うこと

## 業務の強制について

- ✓ 取引先から依頼を受けた**業務の具体的内容について事前に実演家に提示し、その意向を確認すること**
- ✓ 実演家が希望しない可能性がある内容の業務の依頼を取引先から受け、実演家の将来を見据えた育成やプロモーションなどの観点からその業務を引き受けようとする場合には、その必要性などを実演家に十分に説明し、実演家と協議した上で、**実演家本人が納得した場合に限り引き受けること**
- ✓ 実演家が特定の業務を拒否した場合に、当該実演家について合理的な理由なくその他の業務も含めて一律に営業活動を行わないというような**報復等を行ってはならず、実演家の自由な選択を尊重すること**

## 契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないことについて

- ✓ 契約内容（業務の内容、報酬額の算出方法等）を明確化した上で、**契約を書面で行うこと（※）**
- ✓ **実演家（特に若年の実演家）との契約締結時に**、実演家が取得する各種権利や芸名の帰属に係る条項、報酬に係る条項、実演家の活動（退所後を含む。）を制約し得る条項などの重要な契約内容については、積極的に、**その目的を含め十分に説明すること**
- ✓ **契約更新時に**、重要な契約内容について、**実演家の意向を十分に確認すること**
- ✓ 実演家が、弁護士等に相談しつつ契約内容を十分に検討できるよう、契約の案の提示から合意・締結まで一定の期間を設けること（その場での契約の締結を強要しないこと）
- ✓ 実演家（特に若年の実演家）が、契約内容等について弁護士等の第三者に相談できるよう配慮すること
- ✓ 実演家からの契約内容に係る質問や協議の申出に対して、**いつでも真摯に対応すること**

## 実演家に対する実演等に係る取引内容の明示について

- ✓ 放送事業者等の取引先からの依頼を受けようとして、実演家へ業務を依頼する際には、実演家が自身の判断により業務を選択できるよう、**芸能事務所がその時点で知り得る実演等に係る取引内容の詳細を明らかにすること**（実演家が当該業務を引き受けることに反対の意思表示をした場合には左記「業務の強制」を参照。）

## 実演家報酬に係る明細等の明示について

- ✓ 実演家に歩合制により報酬を支払う場合には、**① 実演家の業務ごと（芸能事務所と取引先との契約ごと）の契約金額の総額、② ①のうち芸能事務所及び実演家それぞれへの分配額又は比率、③ ②の実演家への報酬額から差し引く費用等がある場合は、その項目及び金額について、明示すること**

※ 文化庁が、文化芸術の担い手である芸術家等における契約慣行の改善の方向性等を示すことを目的に、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」での検討結果として、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」を公表（令和4年7月27日公表、令和6年10月29日改訂）。同ガイドラインは、専属マネジメント契約に言及していないが、芸能事務所は、契約の書面化の推進や取引の適正化の促進など同ガイドラインの参考にできるところは考慮すべきである。

# 芸能事務所が採るべき行動（実演家の待遇・契約の透明性について）

## 報酬に関する一方的決定について

- ✓ 契約締結時、契約更新時、又は相当期間ごとに、実演家と十分な協議を行った上で、**報酬（二次使用料、SNSやファンクラブ運営、グッズ販売による収益等の配分を含む。）の額・歩合の率、実演家が負担することとなる経費（報酬から控除する経費）等の条件について、できる限り契約上明記すること**
- ✓ 契約上規定していなかった経費を実演家に請求する又は実演家の報酬額から控除する場合においては、当該経費について十分説明し、実演家と協議の上、合意された場合にのみ行うこと

### 【取引の適正化のために参考となる行動例】

報酬の分配比率や支払方法は、契約期間にかかわらず、基本的に毎年、実演家と協議する。

各種権利等の二次利用により発生する二次使用料についても、実演に対する報酬と同じ分配比率で実演家に支払う。

レコード会社等から支払われる契約金は、実演家を拘束する対価であるため、広告費、レッスン料、スタイリング料等の費用を差し引いた上で、実演家に分配する。

契約上規定されていなかった経費が掛かった場合には、芸能事務所は、当該経費について実演家と十分な協議を行い、双方で合意した額について、実演家に請求する又は実演家の報酬額から控除する。

### 【問題となり得る行動例】

契約更新において、実演家と交渉することなく一方的に報酬額を決定する。

報酬を固定制にした上で、長期間報酬額を据え置き、歩合制への移行も認めない。

実演家が出演した放送番組の二次使用料の取扱いについて、契約に規定せず、実演家には、二次使用料のうちの対価相当額を分配しない。

デビューまでに生じたレッスン費用や交通費等の経費について、十分な協議をせずに実演家に負担させる。

# 芸能事務所が採るべき行動（実演家の待遇・契約の透明性について）

## 業務の強制について

- ✓ 取引先から依頼を受けた業務の具体的内容について事前に実演家に提示し、その意向を確認すること
- ✓ 実演家が希望しない可能性がある内容の業務の依頼を取引先から受け、実演家の将来を見据えた育成やプロモーションなどの観点からその業務を引き受けようとする場合には、その必要性などを実演家に十分に説明し、実演家と協議した上で、実演家本人が納得した場合に限り引き受けること
- ✓ 実演家が特定の業務を拒否した場合に、当該実演家について合理的な理由なくその他の業務も含めて一律に営業活動を行わないというような報復等を行ってはならず、実演家の自由な選択を尊重すること

### 【取引の適正化のために参考となる行動例】

実演家がNGの業務内容を指定することができる。

業務の内容や報酬は、判明した時点で実演家に伝え、意向を確認している。

芸能事務所が営業活動等を行ったことで取引先から依頼を受けた業務であっても、実演家が拒否した場合にはその選択を尊重する。

### 【問題となり得る行動例】

実演家が望んでいない業務を強制し、実演家が本来望む方向の業務依頼が来なくなるようにさせた。



# 芸能事務所が採るべき行動（実演家の待遇・契約の透明性について）

## 契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないことについて

- ✓ 契約内容（業務の内容、報酬額の算出方法等）を明確化した上で、**契約を書面で行う**こと
- ✓ **実演家（特に若年の実演家）との契約締結時に**、実演家が取得する各種権利や芸名の帰属に係る条項、報酬に係る条項、実演家の活動（退所後を含む。）を制約し得る条項などの重要な契約内容については、積極的に、**その目的を含め十分に説明**すること
- ✓ 実演家が、弁護士等に相談しつつ契約内容を十分に検討できるよう、契約の案の提示から合意・締結まで一定の期間を設けること（その場での契約の締結を強要しないこと） 等（9頁参照）

### 【取引の適正化のために参考となる行動例】

実演家と初めて契約を締結する際（実演家が入所をする際）は、契約書の読み合わせをした上で、特に報酬及び損害賠償については、重点的に説明している。

未成年者である実演家との契約は、必ず親権者（法定代理人）に同席してもらっている。その場で署名させることはせず、初回は契約内容の説明にとどめ、契約書案を持ち帰って確認してもらう。十分に理解・納得してもらった上で署名したものを提出してもらうこととしている。

実演家と初めて契約を締結する際に、契約書への署名に当たって実演家から弁護士等第三者に相談することが可能となるよう、締結までに一定の期間を空けている。

実演家と契約締結後も、実演家から契約内容についての質問があれば相談に応じている。

実演家との契約は、契約更新時であっても書面を取り交わしている。契約更新時には、実演家に対して、報酬等の契約条件も含めて説明・協議も行っている

### 【問題となり得る行動例

### 又は問題を誘発する原因となり得る行動例】

実演家との間で契約書は存在しない。

作品の二次使用料の分配比率等については契約書に記載しておらず、実演家に説明もしていない。

書面で契約を締結しているが、書面の文言を詳しく説明することはない。

契約更新時に、契約内容の説明や協議を一切せず契約を自動更新し続けた。

実演家と初めて契約を締結する際に、実演家に契約内容を説明し、十分に理解してもらうことは困難であり、その場で確認させて契約書に署名させるだけで、契約書の副本も交付しない。

# 指針の内容（放送事業者等/レコード会社が採るべき行動）

## 放送事業者等が採るべき行動

### 業務依頼時の十分な交渉、契約条件の書面等での明示について

- ✓ 芸能事務所・実演家に対して、**業務依頼時に、可能な限り具体的な契約条件**（報酬の金額や支払条件、業務内容、拘束期間など）を**書面（※）等**（メールや電子ファイル等を含む。）で示すこと
- ✓ 芸能事務所・実演家に対して、契約条件（報酬の金額や支払条件、業務内容、拘束期間など）等を一方的に提示・変更するのではなく、交渉の機会を設ける等により、**芸能事務所・実演家からの意見を確認し、十分に説明し、協議すること**

※ 契約の書面化については、文化庁の「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」において、「実演家の出演に関する契約書のひな型例及び解説」が示されている。放送事業者等は、このようなひな型も参考にして、契約の書面化を進めるべきである。

## レコード会社が採るべき行動

### 実演収録禁止条項（※）の規定について

- ✓ 契約終了後に一定期間の実演の収録を禁止する実演収録禁止条項を定める目的を確認し、契約上実演収録禁止条項を規定することだけでなく規定しないことを含め、当該規定の必要性・相当性を検証し、規定する場合には、必要性・相当性を含め実演家等に十分説明し、協議すること
- ✓ 実演収録禁止条項を定める目的から必要性等があると認められる場合であっても、**禁止する対象や期間を、当該目的のために必要かつ相当な範囲に限定すること**

※ 実態調査報告書における「実演禁止条項」と同じ。指針を策定する中でこのような名称で表記することとしたもの。

### 再録禁止条項について

- ✓ 再録禁止条項を定めるに当たり、長期間の契約期間中にリリースされた楽曲について一律に契約終了時点から再録を禁止するのではなく、**合理的な範囲での投資の回収や合理的な範囲での収益の確保という目的のために必要な楽曲についてのみ再録禁止条項の対象とし、当該目的のために必要かつ相当な期間を設定すること**
- ✓ **再録禁止条項の効力発生の起算点について**、契約終了時点とするだけでなく個別の楽曲のリリース時点とすることを含め、**必要性・相当性が認められる方法で設定すること**
- ✓ 再録禁止条項について、複数回の契約更新を経てリリースから長期間が経過している楽曲について、芸能事務所・実演家から交渉された場合には、合理的な範囲での投資の回収や合理的な範囲での収益の確保ができているのであれば再録を認めるというように**柔軟に対応すること**
- ✓ 再録禁止条項は、既にリリースした楽曲等について他のレコード会社で同一楽曲をリリースするための収録のみならず、収録を伴うライブ、コンサートなども対象の範囲に含みうるものであるが、**楽曲のリリース後の合理的な範囲での投資の回収や合理的な範囲での収益の確保という目的のために必要かつ相当な範囲に限定すること**



- ◆ 内閣官房及び公正取引委員会は、関係府省庁・関係事業者団体等の協力を得て、本指針の周知を徹底する。
- ◆ 公正取引委員会は、芸能事務所等が本指針に記載の採るべき行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある等の場合には、独占禁止法等に基づき厳正に対処していく。

# (参考1) 独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用関係

## 概要

- ・ 芸能事務所と実演家との取引については、フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法及び独占禁止法の適用が考えられる。
- ・ 実演家がフリーランス・事業者間取引適正化等法の「特定受託事業者」又は取適法の「中小受託事業者」に該当する場合には、下表の行為については、独占禁止法だけでなくフリーランス・事業者間取引適正化等法又は取適法に違反する可能性もある。どのような場合にこれらに該当するかについては、個別の契約の実態を踏まえて判断することとなる。
- ・ 例えば、フリーランス・事業者間取引適正化等法上、業務委託をした事業者は、直ちに、報酬の額、支払期日等の取引条件を明示する義務を負う点に留意が必要である（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項）。独占禁止法と同様に、これらの法律に違反する場合には、公正取引委員会において厳正に対処していく。

| フリーランス・事業者間取引適正化等法や取適法に違反し得る行為           | 主な適用条文                                                                        |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 芸能事務所と実演家の取引                             |                                                                               |
| 移籍・独立に係る金銭的給付の要求                         | 不当な経済上の利益の提供要請（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号、取適法第5条第2項第2号）                      |
| 報酬に関する一方的決定                              | 買いたたき（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号、取適法第4条第1項第5号）、協議に応じない一方的な代金決定（取適法第5条第2項第4号） |
| 業務等の強制                                   | 不当な経済上の利益の提供要請（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号、取適法第5条第2項第2号）                      |
| 契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと           | 取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条）、発注内容等の明示義務（取適法第4条）                           |
| 実演家に対する実演等に係る取引内容の明示                     | 取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条）、発注内容等の明示義務（取適法第4条）                           |
| 放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引                      |                                                                               |
| 契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと、交渉に応じないこと | 取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条）、発注内容等の明示義務（取適法第4条）                           |

## 文化芸術活動に関する法律相談窓口

文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル等について、専門的な知識・経験を有する弁護士がご相談に対応します。

ご相談受付フォーム：

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html)

※本窓口において、最大限実効的な対応をさせていただくとともに、関係法令に基づく適切な対応がなされるよう、必要に応じて関係当局の窓口のご紹介も行います。

なお、「芸能事務所等の取引の適正化に関する指針について教えて欲しい」「芸能事務所等から受けた具体的な行為が独占禁止法違反かどうか調べて欲しい」など、独占禁止法（以下の※の法律を含む）に係る問い合わせ・情報提供は、公正取引委員会で直接承ることが可能です。

公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部 取引調査室  
電話：(03)3581-3372 (直通)

※以下の法律に係る情報提供については各担当部署で直接承ることも可能です。

・「芸能事務所等から受けた具体的な行為（例：取引条件が明示されない、書面が交付されない）が、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反かどうか調べて欲しい」

→フリーランス・事業者間取引適正化等法担当部署（公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）へ御相談ください。

オンラインフォーム：

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/freelance.html>

・「芸能事務所等から受けた具体的な行為が、取適法違反かどうか調べて欲しい」

→取適法担当部署（公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部取引適正化検査管理官）へ御相談ください。

オンラインフォーム：[https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/toriteki\\_higijijitsu.html](https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/toriteki_higijijitsu.html)